

●香川県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年10月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 栗林停車場今里線（163号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市桜町1丁目399番5 地先から	前	6.4~13.1	196	道路整備事業による現道 拡幅
高松市楠上町2丁目675番 3地先まで	後	11.0~13.7	196	